

災害に係る住家の被害認定と罹災証明書の概要

■ 災害に係る住家の被害認定とは

災害に係る住家の被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害状況を調査（被害認定調査）し、当該災害による被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊等）について、市町村長が証明することをいう。

<被害認定の実施>

実施主体：市町村

基準等：災害の被害認定基準（平成13年内閣府政策統括官通知）、災害に係る住家の被害認定基準運用指針等

<被害認定の目的>

① 災害による被害規模の把握（棟単位）

⇒ 災害対策基本法第53条の報告、災害救助法等の適用の判断等に活用

② 罹災証明書の交付（世帯単位）

⇒ 災害対策基本法第90条の2の罹災証明書の交付、各種被災者支援策※の判断材料として活用

※各種被災者支援策

給付：被災者生活再建支援金、義援金 等

融資：（独）住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等

減免・猶予：税、保険料、公共料金等

現物支給：災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理

【参考：住家の被害の程度に応じた被災者支援措置】

	被災者生活 再建支援金	災害復興 住宅融資	税・社会保険料・ 放送受信料の減免	災害救助法 の応急修理
全壊	○	○	○	(○)
大規模半壊	○	○	○	○
半壊	(○)	○	○	○

